

第5 医学的・工学的観点からの見直しに係る検討

1 車いす

(1) 検討の背景

療養（補償）給付を受けている者の車いすの支給対象者は、「両下肢の用を全廃又は両下肢を亡失したことにより、療養（補償）給付を受けている者であって、傷病が症状固定した後においても義足及び下肢装具の使用が不可能であることが明らかであるもの」とし、さらに車いすの支給申請の日より3か月以内に症状固定が見込まれる者に限定している。

しかしながら、両下肢の用を全廃又は両下肢を亡失した状態で症状が安定しているものの、褥瘡等の併発疾病又は排尿障害等の付随疾病の診療のために通院をしている者で、3か月以内に症状固定が見込まれない場合については、車いすを自ら購入しなければ、その者の通院及び社会生活を送るための移動に支障を来たすこととなっている。

そのため、両下肢の用を全廃又は両下肢を亡失したことにより、療養（補償）給付を受けている者について、傷病が症状固定した後においても義足及び下肢装具の使用が不可能であることが明らかであれば、症状固定の見込み期間を限定せず支給するべきか検討を行った。

(2) 検討結果

業務災害又は通勤災害により両下肢の用を全廃又は両下肢を亡失した者が褥瘡等の併発疾病又は排尿障害等の付随疾病の診療のために通院をしている場合については、通院及び社会生活を送るために車いすが必要であることから、症状固定の見込み期間を限定せずに車いすを支給することが適当である。

したがって、車いすの支給対象者のうち療養（補償）給付を受けている者に対する支給基準については、「両下肢の用を全廃又は両下肢を亡失したことにより、療養（補償）給付を受けている者であって、当該傷病の療養のために通院している者で、傷病が固定した後においても義足及び下肢装具の使用が不可能であることが明らかであるもの」とすることが適当である。